

特別高圧・高圧発電量調整供給契約申込み に関する手続きについて



2025年9月17日/9月19日
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



1. 託送サービス概要

- 1.1 電力小売託送サービス基本概要
- 1.2 非FIT制度・契約概要

2. 申込み方法

- 2.1 申込みの流れ
- 2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 2025年4月書式改定のご紹介
- 4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.3 蓄電池の分類
- 4.4 蓄電池における特別措置の適用



1. 託送サービス概要

- 1.1 電力小売託送サービス基本概要
- 1.2 非FIT制度・契約概要

2. 申込み方法

- 2.1 申込みの流れ
- 2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 2025年4月書式改定のご紹介
- 4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.3 蓄電池の分類
- 4.4 蓄電池における特別措置の適用



1.1 電力小売託送サービス基本概要

接続供給サービスとは、小売電気事業者等が発電・調達（振替供給サービスで受け取られた電気を含む）した電気を、一般送配電事業者（当社）がいったん受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に別の場所の同じ小売電気事業者等にお届けすることをいいます。
なお、需要量の変化により供給量が不足した際に、その不足する電気を補給することもあります。



※小売電気事業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。（電気事業法2条2号）

※小売電気事業者とは、小売電気事業を営むことについて経済産業大臣の登録を受けた者をいいます。（同2条3号）



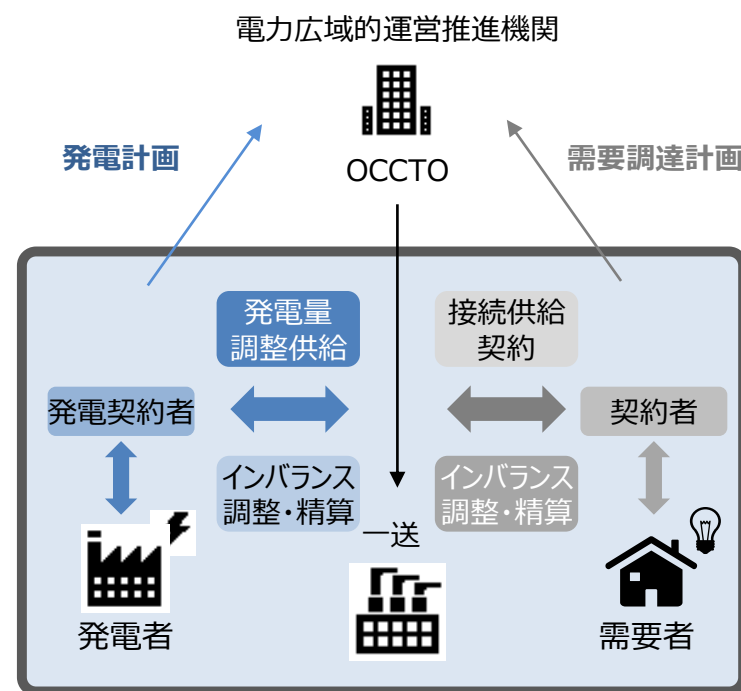
1.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス(概要)

FIT制度を利用せず小売託送サービスを利用する際は、計画値同時同量※1への対応が必要となるため「発電量調整供給契約」を利用します。

発電量調整供給契約

契約概要	発電事業者等が発電した、接続供給サービスに係る電気を当社が受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に発電契約者にあらかじめ申し出ていただいた量の電気を供給する契約。なお出力変動等により発電量が不足した際に、その不足した電気の量を補給することを含む
対象発電設備	- FIT制度対象とならない発電設備（LNG火力、非FITの再エネ発電所等。系統側蓄電池を含む） 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」によるFIP認定発電設備
契約者	発電契約者（小売電気事業者が担う場合が多い）
主な契約条件	- 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること - 発電者が発電する電気が当社が行う託送供給に係るものであること - 発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること - 高圧または特別高圧で供給する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと - 発電契約者が、発電者に託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者が託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること

契約イメージ



次ページ詳細

※1 発電事業者や小売電気事業者などが30分単位で発電計画と発電実績、需要計画と需要実績を一致させるように調整をおこなう仕組み。



1.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス(利用に必要な契約)

非FITにて電力小売託送サービスを用い発電した電力を小売電気事業者に売電する際、送配電事業者と締結が必要となる契約が主に3つございます。

① 基本契約

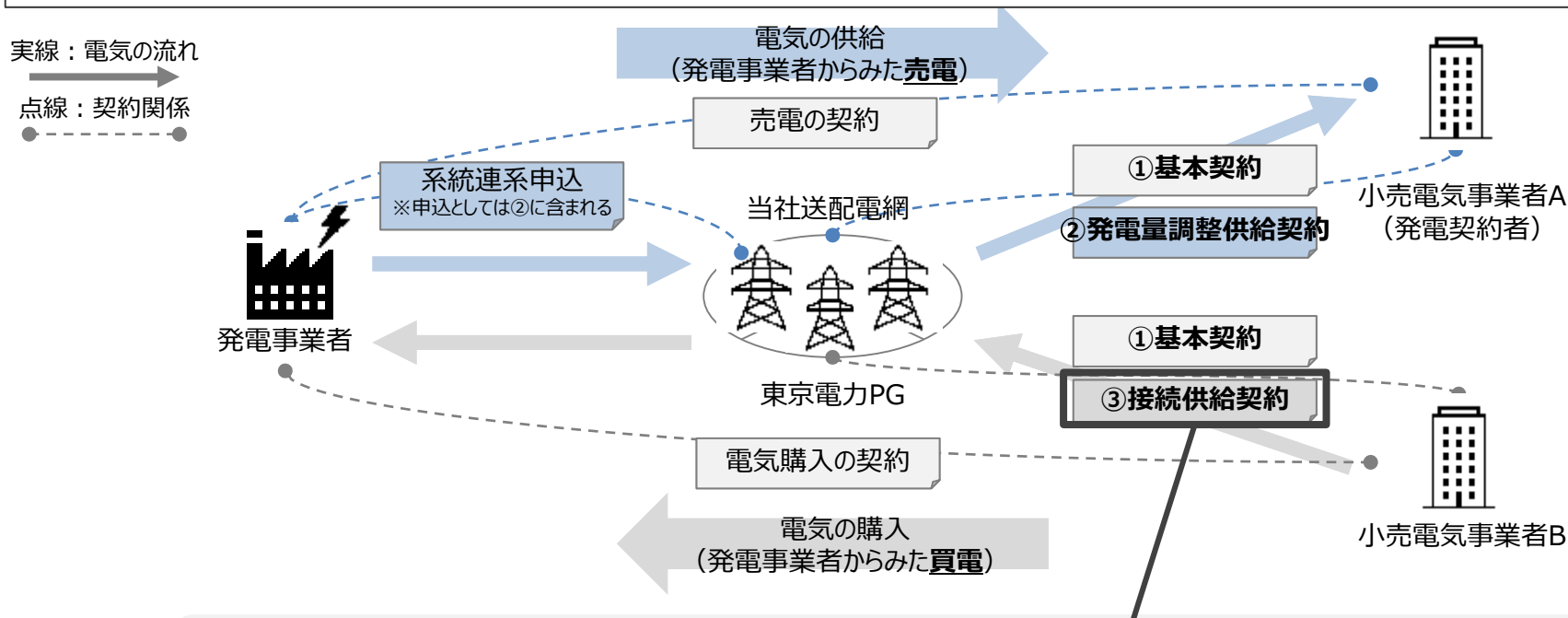
託送サービス（接続供給・振替供給・発電量調整供給）を希望される場合、供給地点・受電地点のお申込みに先立ち必要となる契約

② 発電量調整供給契約

発電契約者が小売電気事業等のために発電した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を、発電計画通りに供給する旨を合意するもの

③ 接続供給契約

小売電気事業者等の契約者が、小売電気事業等のために調達した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、当社供給区域内における電気の利用者へ送り届けるとともに、需要の変動に応じた電気の量を、当該契約者に供給する旨を合意するもの



「③接続供給契約」の締結漏れにより工事開始日がずれ込み運用開始希望日までに工事が完了できない事案が多発しております。発電契約者さまは発電事業者さまへ「電気購入先となる小売り事業者の選定及び、それに伴う接続供給契約」を漏れなく実施するようお願いください。



1. 託送サービス概要

- 1.1 電力小売託送サービス基本概要
- 1.2 非FIT制度・契約概要

2. 申込み方法

- 2.1 申込みの流れ
- 2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 2025年4月書式改定のご紹介
- 4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.3 蓄電池の分類
- 4.4 蓄電池における特別措置の適用



2.1 申込みの流れ(全体像)

発電量調整供給契約申込により系統へアクセスするためには、下記①～④に沿って申込みを実施してください。

③発電量調整供給契約の前に必ず②接続検討申込が必要となります。

申請の流れ	目的/概要	必要期間
①事前相談 任意	✓ <u>接続検討申込み前に、発電設備設置場所付近における送変電設備の連系制限有無等を簡易的に確認することができます</u> ✓ 詳細な検討につきましては、接続検討の申込み後に実施いたします	• 原則1か月以内 (受付確認日から事前相談回答書送付まで)
②接続検討申込 必須	✓ 設置される発電設備を電力系統に接続するにあたり、<u>電力系統への影響や送配電設備の新設・増強工事の必要性等について、技術的な検討を実施します</u> ✓ 接続検討調査料として、<u>1地点1検討につき22万円(税込)を申し受けます</u>	• 原則3か月以内 (「申請書の不備解消」と「検討調査料入金」双方の確認日から接続検討回答書送付まで)
③発電量調整供給契約 必須	✓ 接続検討の回答内容を踏まえて事業性等をご判断いただいたうえで、発電設備の系統連系をご希望される場合、連系先の一般送配電事業者（当社）に申込みいただきます ✓ <u>系統連系保証金のお支払いと別途接続供給契約の申込みが必要となります</u>	• 原則6か月以内（契約締結まで） ※接続検討の回答から1年以内が回答書有効期限となります。 有効期限内に発調契約申込受付と保証金の入金を行ってください
④FIP認定書提出 (FIP申込の場合のみ)	✓ 国への事業計画認定の申請が必要となります 認定書を取得されましたら写しをメールにてご提出ください	

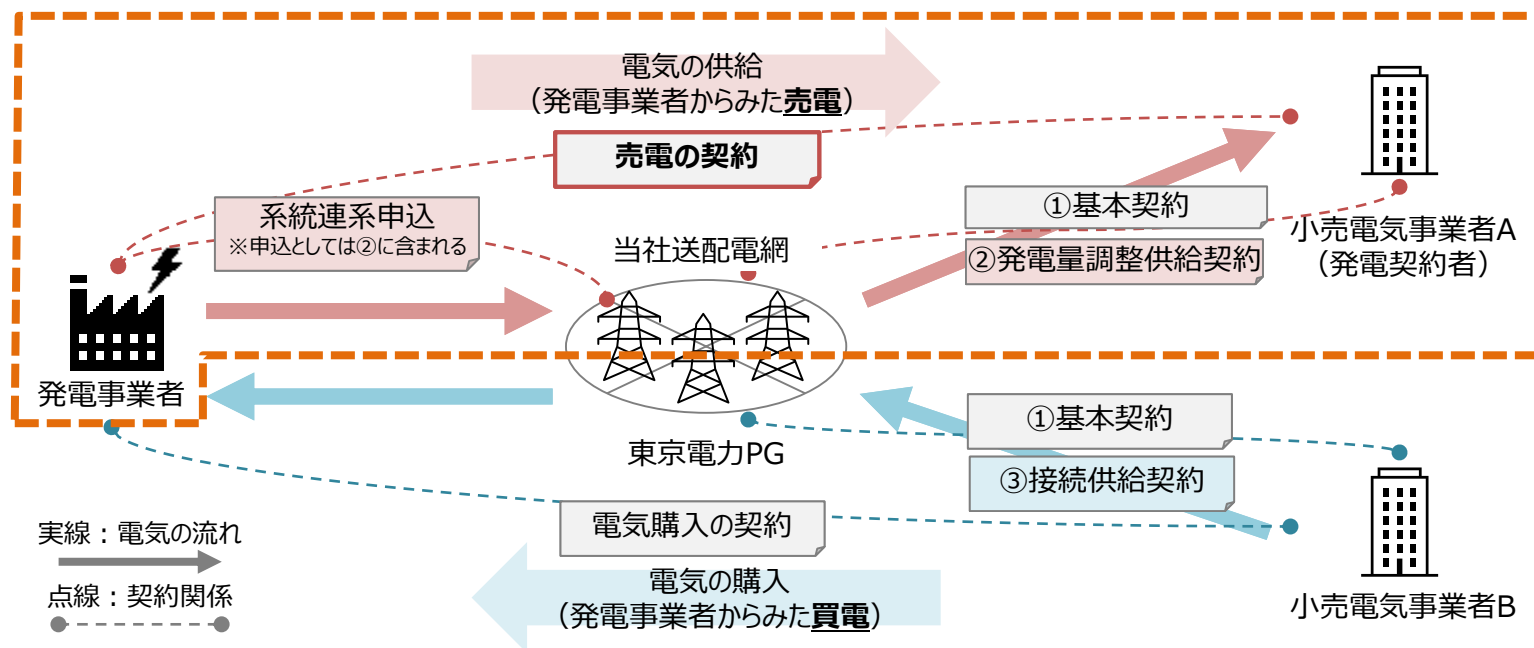


2.1 申込みの流れ(発電量調整供給契約)

「②発電量調整供給契約」は、当社と小売電気事業者さま間での契約となります。

小売電気事業者さまとの『売電の契約』が未締結の発電者さまは、早期の売電先確定・ご契約をお願いいたします。売電先が未確定の場合、供給承諾を行うことができず供給承諾予定（申込日から6ヵ月）を超過する場合があります。

発電量調整供給契約申込が関係する範囲



① 基本契約

託送サービス（接続供給・振替供給・発電量調整供給）を希望される場合、供給地点・受電地点のお申込みに先立ち必要となる契約

② 発電量調整供給契約

発電契約者が小売電気事業等のために発電した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を、発電計画通りに供給する旨を合意するもの

③ 接続供給契約

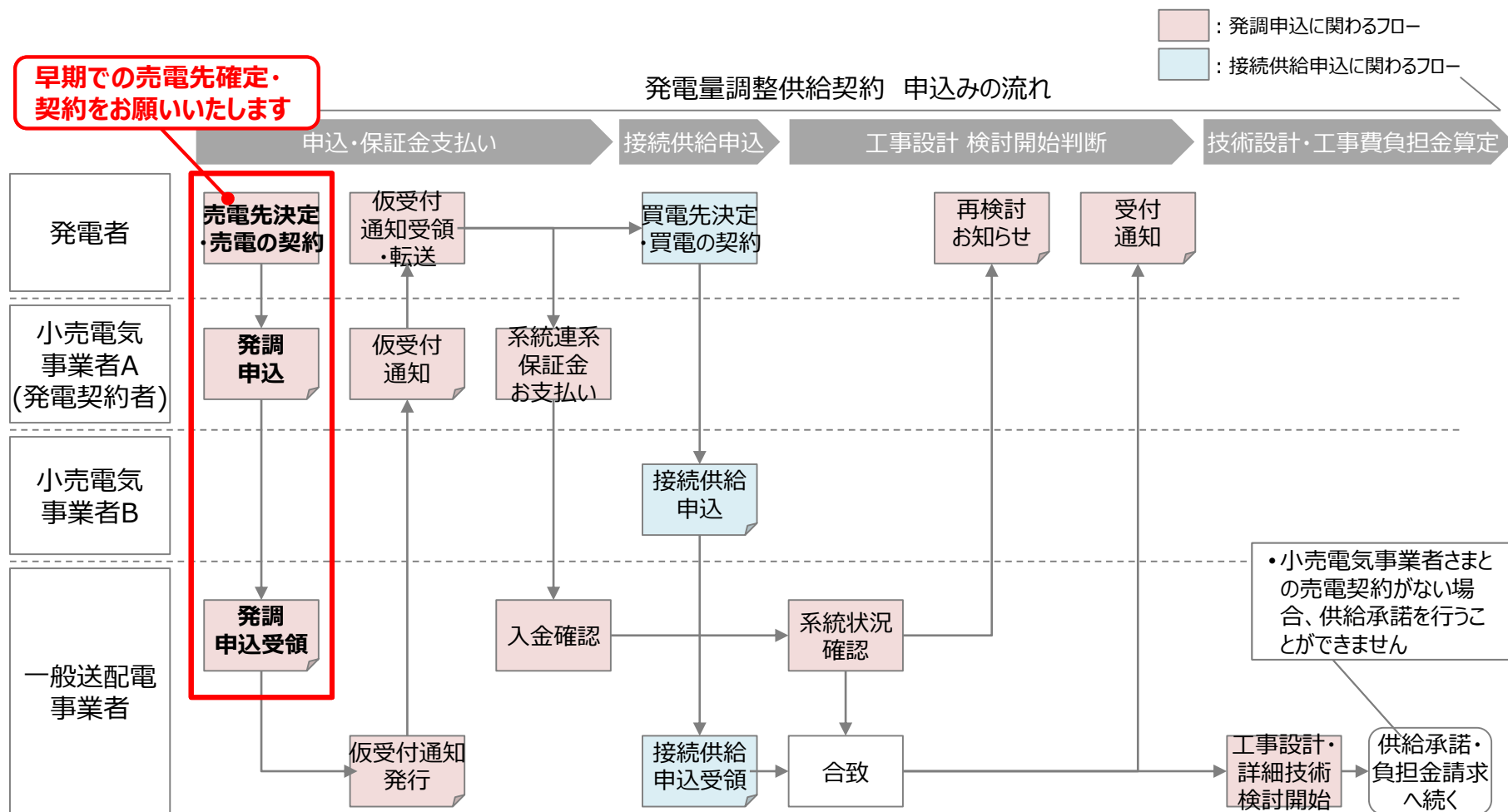
小売電気事業者等の契約者が、小売電気事業等のために調達した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、当社供給区域内における電気の利用者へ送り届けるとともに、需要の変動に応じた電気の量を、当該契約者に供給する旨を合意するもの



2.1 申込みの流れ(発電量調整供給契約の流れ)

発電量調整供給契約(下図「発調申込」)は、発電契約者さま(下図「小売電気事業者A」)からの申込みとなるため、発電者さまは売電先となる小売電気事業者さまを決定いただく必要があります。

売電先が未確定の状態で申込みをお進みいただいた場合、工事設計・技術検討後の供給承諾が行えず、供給承諾予定(申込日から6ヵ月)を超過する場合がございますので、早期の売電先確定・契約をお願いいたします。

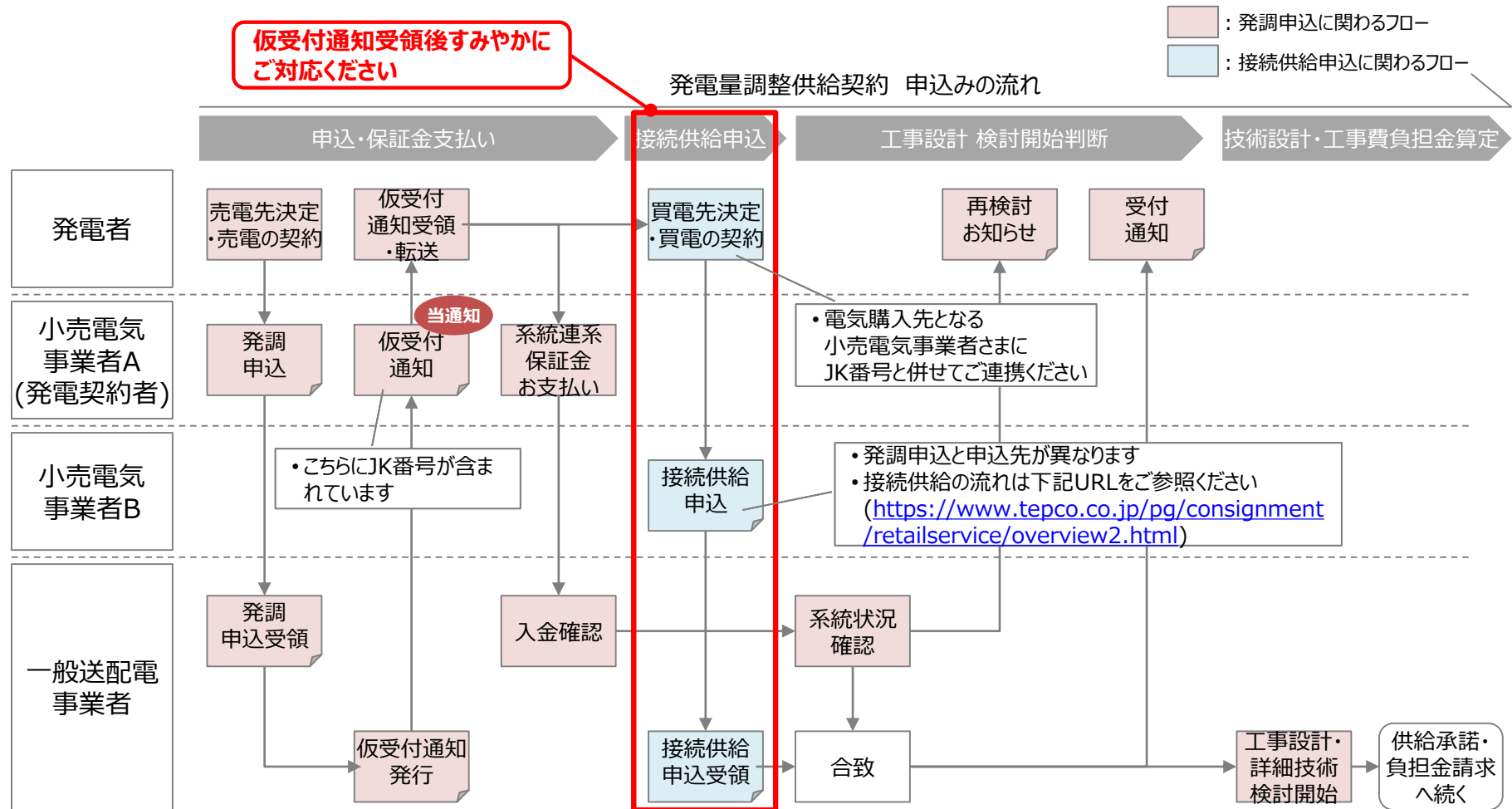




2.1 申込みの流れ(工事設計・詳細技術検討開始までの流れ)

発電量調整供給(以後、発調)における工事設計・技術検討を開始するためには、発調申込と接続供給申込を相違なく合致させる必要があります。

仮受付通知の内容を発電者さまに転送いただき、(発電者さまの)電気購入先となる小売電気事業者さま(下図「小売電気事業者B」)より、**仮受付通知受領後**すみやかに接続供給契約の申込みを実施いただくようお願いいたします。





2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

接続供給申込みについて（前ページ続き）

発電場所で使用になる需要側の申込みが確認出来ない際は、下記ご案内を差し上げます。
早急な対応をお願いいたします。

ご案内本文（例）

先般、発電量調整供給契約申込みをいただきました下記件名につきまして、
接続供給申込み（発電場所で使用になる需要側の申込み）の確認ができておりません。

また、技術協議を含む弊社設計着手を進めることができず、接続承諾を進めることができない状況です。

※接続承諾までの目安期間である「申込受付日から6ヶ月以内の接続承諾」は
困難となる可能性がございますことをご了承願います。

恐れ入りますが、小売電気事業者さまへの接続供給申込状況を確認いただき、
まだ申請をされていない場合は速やかに手続きをいただきますようお願いいたします。

すでに手続きが完了されている場合は、
お手数ではございますが、ご申請先の小売電気事業者さまへお問合せをいただけますでしょうか。

〈対象発電所〉

・〇〇発電所



2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

系統コードの発行について

系統コードとは、発電所を識別するために一般送配電事業者が発番するコードです。
早期の連系に向け、下記の対応をお願いいたします。

系統コード発番申請時、下記の相違ケースにより確認をお願いしている事象が多く発生しております。
申込み前に再確認をお願いいたします。

◇ 契約申込が確認できないケース

系統コード発番の際には、系統コードの申請内容と発電量調整供給申込書の内容とを照合し、
相違がない旨を確認したうえで発番しております。
よって、地点毎の発電量調整供給申込を実施の上、系統コード発番申請をお願いいたします。

◇ 最大受電電力が相違しているケース

ケース 1	発電出力が記載されている
ケース 2	設備変更を実施した際に、設備変更前の情報が入力されている

◇ 発電場所住所が相違しているケース

ケース 1	住所の枝番が不足している
ケース 2	発電場所ではなく、事業者住所が入力されている

◇ 発電所名が相違しているケース

発電量調整供給契約申込に記載の発電所名と合致しているかの確認をお願いいたします。



2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

接続検討・保証金・工事費負担金について

お振込をいただいた際には、お手数おかけしますがメールに対象案件を記載のうえ、ご返信をお願いいたします。

- ◇ 接続検討調査料請求のお知らせ
- ◇ 保証金請求のお知らせ
- ◇ 工事費負担金のお知らせ

各種お支払いは、弊社指定の口座へお振込をいただきます。

入金待ちの案件が複数ある場合に同じ金額が多数存在し、対象件名の特定が困難となることからお振込をいただいた際にはお手数おかけしますがメールに対象案件を記載していただきご連絡をお願いいたします。

メールアドレス：電圧20kV以下の場合 02tepconsc@tepcoco.jp
電圧60kV以上の場合 03tepconsc@tepcoco.jp



1. 託送サービス概要

- 1.1 電力小売託送サービス基本概要
- 1.2 非FIT制度・契約概要

2. 申込み方法

- 2.1 申込みの流れ
- 2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 2025年4月書式改定のご紹介
- 4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.3 蓄電池の分類
- 4.4 蓄電池における特別措置の適用



3.1 接続検討必要書類(高圧)

供給電圧が「**高圧**」の、「**接続検討申込**」の申請を行う場合、必要書類は下記となります。

書類名	シート名	電源種別ごとの記載要否	
		太陽光・蓄電池 ※2	その他 ※3
接続検討申込書	様式 1 (接続検討申込書)	○	○
	様式 2 (発電設備等の概要)	○	○
	様式 3 の 1 (回転機)		○
	様式 3 の 2 (直流発電設備等)	○	
	様式 3 の 3 (系統連系保護リレー)	○	○
	様式 3 の 4 (二次励磁機)		○
	様式 3 の 5 (逆変換装置)	○	△※4
	様式 4 の 1 (負荷設備および受電設備)	○	○
	様式 5 の 1 (主発電機系ブロック図-励磁系-)		○
	様式 5 の 2 (主発電機系ブロック図-ガバナ系-)		○
	様式 5 の 3 (設備運用方法-発電機運転パターン、受電地点における受電電力パターン-)	○	○
	様式 5 の 4 (単線結線図)	○	○
	様式 5 の 5 (設備配置関連-設備レイアウト図-)	○	○
	様式 5 の 6 (設備配置関連-敷地平面図-)	○	○
	様式 5 の 7 (発電場所周辺地図)	○	○
	様式 5 の 8 (工事工程表)	○	○
	様式 5 の 9 (風力発電の出力特性-出力変化速度-)		○
	様式 5 の 1 0 (風力発電の出力特性-カットイン/カットアウト特性-)		○
	様式 5 の 1 1 (風力発電の出力変動対策の方法)		○
	様式 5 の 1 2 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能)		○
蓄電池併設情報 確認シート	—	△※5	△※5
セルフチェックシート	—	○	○

※1 太陽光と蓄電池併設の記載例も含まれます

※2 単体/太陽光と蓄電池併設/太陽光蓄電池ハイブリッド/PCS2次側蓄電池も含まれます

※3 太陽光以外の電源種別と蓄電池の併設も含まれます

※4 太陽光以外の電源種別でも、PCSを設置する場合はご提出ください

※5 電源種別に関わらず、蓄電池を併設する場合にご提出ください



3.1 接続検討必要書類(特別高圧)

供給電圧が「**特別高圧**」の、「**接続検討申込**」の申請を行う場合、必要書類は下記となります。

書類名	シート名	電源種別によって記載要否が異なります。ご注意ください	電源種別ごとの記載要否			
			太陽光・蓄電池※1	風力	火力	その他
接続検討申込書	様式 1		○	○	○	○
	様式 2		○	○	○	○
	様式 3 (同期機)			○※2	○	○※2
	様式 3 (誘導機)			○※2		○※2
	様式 3 (二次励磁機)			○※2		○※2
	様式 3 (逆変換装置)	○		○※2		○※2
	様式 3 (保護リレー)	○		○	○	○
	様式 4 (変圧器・線路)	○		○	○	○
	様式 4 (受電設備)	○		○	○	○
	様式 4 別紙 1, 2 (高調波)	○		○	○	○
	様式 4 (給電情報)	○		○	○	○
	様式 5 の 1 (発電機制御系ブロック図-励磁系-)			○	○	○※2
	様式 5 の 2 (発電機制御系ブロック図-ガバナ系-)			○	○	○※2
	様式 5 の 3 (発電機の飽和特性)			○	○	○※2
	様式 5 の 4 (単線結線図)	○		○	○	○
	様式 5 の 5 (設備運用方法-発電機運転パターン、受電地点における受電電力パターン-)	○		○	○	○
	様式 5 の 6 (設備配置関連-主要設備レイアウト図-)	○		○	○	○
	様式 5 の 7 (設備配置関連-敷地平面図-)	○		○	○	○
	様式 5 の 8 (発電場所周辺地図)	○		○	○	○
	様式 5 の 9 (保護リレーブロック図)	○		○	○	○
	様式 5 の 10 (制御電源回路図)	○		○	○	○
	様式 5 の 11 (インピーダンスマップ)	○		○	○	○
	様式 5 の 12 (工事工程表)	○		○	○	○
	様式 5 の 13 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能)				○	○※2
	様式 5 の 13 別紙 1 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能-出力低下防止機能特性-)				○	○※2
	様式 5 の 14 (風力発電の出力特性-出力変化速度-)			○		
	様式 5 の 15 (風力発電の出力特性-カットイン/カットアウト特性-)			○		
	様式 5 の 16 (周波数調定率)			○		
	様式 5 の 17 (風力発電の出力変動対策の方法)			○		
	様式 5 の 18 (変圧器 励磁特性曲線)	○		○	○	○
蓄電池併設情報確認シート	—		△※3	△※3	△※3	△※3

※1 太陽光と蓄電池の併設も含みます

※3 電源種別に関わらず、蓄電池を併設する場合にご提出ください

※2 発電設備または電源種別により記載要否が異なります。各記載例内に記載要否に関する記載も一部ございますので、ご参考ください



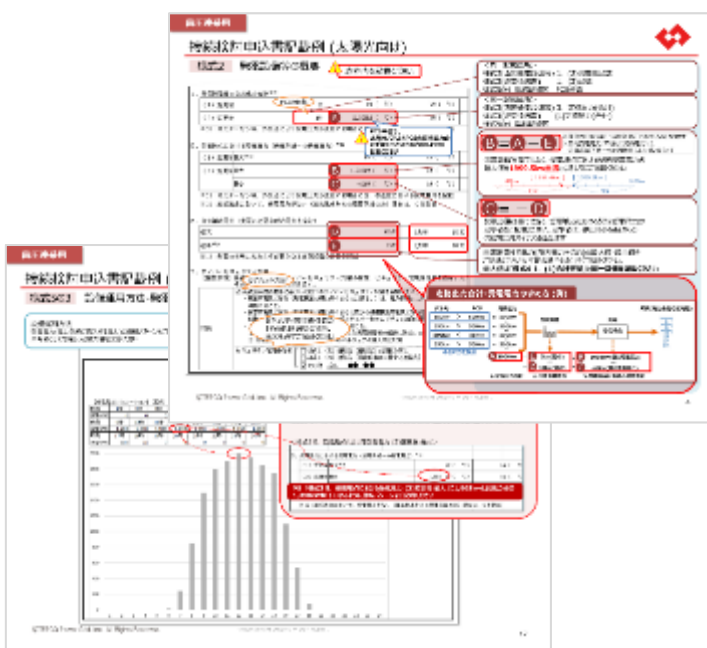
3.2 接続検討申込書 記載方法(記載例の紹介)

接続検討申込書の記載例(高圧-太陽光、蓄電池単独)を作成しましたので、次回接続検討を申込み際に、是非ご確認ください。

接続検討申込書の当社作成記載例

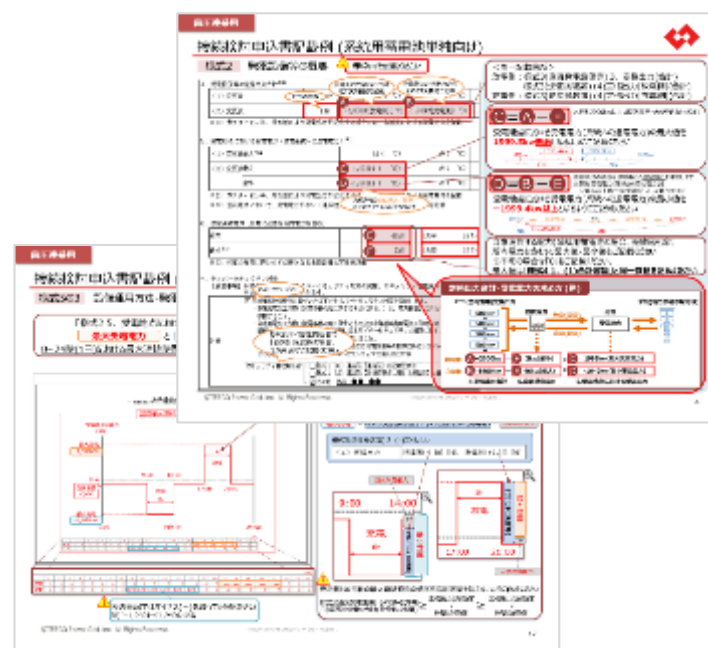
- ・ 当社にて接続検討申込書の記載例(高圧-太陽光・蓄電池単独)を作成し、HP上で公開しております。
- ・ 様式2で必要な計算方法や、様式5の3で必要なグラフの作成方法等、申請不備が多い箇所を丁寧に解説しております。

(太陽光)



https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/koatu_sun.pdf

(蓄電池単独)



https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/koatu_tikudenti.pdf



3.2 接続検討申込書 記載方法(改訂版申込書の紹介)

昨年度、独自に当社にて高圧用（6kV）の接続検討申込書の改訂を行いました。
事業者さまの負担が軽減されるような申請書になっておりますので、是非ご活用ください。

当社作成の改訂版の接続検討申込書

- ・ 接続検討申込書の高圧用（6kV）改訂版(太陽光・蓄電池単独)を昨年度リリースしました。
- ・ 事業者さまの負担を軽減するように、申込書に工夫をしました。

入力シート

①必須項目全てを入力

②各様式に自動転記

③様式1~4まで作成完了

様式1 ✓

様式2 ✓

様式3 ✓

様式4 ✓

残りの入力項目数を表示し、
入力が漏れている項目がないかを確認できるようになっております。

入力必須な項目がハイライトされるため、
どこを入力すべきか、一目瞭然でわかります

計算が必要な項目は計算式が組み込まれているため、
ご自身での計算は不要になります

同一内容記載項目は1か所に記載すれば、自動転記されるため、
入力項目数が従来より少なくなります



3.3 発電量調整供給契約必要書類

「発電量調整供給契約申込」の必要書類は下記となります（書類は高圧・特別高圧共通）

⚠ 電源種別によって記載要否が異なります。ご注意ください

書類名	電源種別ごとの記載要否		
	太陽光※1	蓄電池	その他※2
発電量調整供給兼基本契約申込書	○	○	○
発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電設備の概要】	○	○	○
系統連系申込書	○	○	○
系統連系申込書添付資料1-1			○
系統連系申込書添付資料1-1（太陽光(複数設置時)）	○		
系統連系申込書添付資料1-1（系統用蓄電池設備設置の場合）		○	
系統連系申込書添付資料1-2			○
系統連系申込書添付資料1-3（春夏秋冬の運転パターン）	○	○	○
接続検討回答書のPDF	○	○	○
仕様書（パネル・PCS等）	○	○	○
単線結線図	○	○	○
敷地平面図：構内柱（1号柱）および引込柱等が記載された付近図もしくは配置図	○	○	○
出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書	○	○	○
ノンファーム型接続同意書（発電量調整供給契約）	○※3	○※3	○※3
発電量調整供給に関する契約上の地位の移転について	△※4	△※4	△※4
接続検討の要否確認依頼書	△※5	△※5	△※5
セルフチェックシート	○	○	○
出力制限証明書	△※6	△※6	△※6

※1 太陽光と蓄電池併設も含まれます

※2 太陽光以外の電源種別と蓄電池併設も含まれます

※3 2023年3月末までに接続検討料を入金し、ファーム型適用の回答書を持っている方は、ノンファーム型接続同意書は不要です

※4 接続検討時の名義と発電契約者に相違がある場合はご提出ください

※5 接続検討時の申込内容から発電設備に変更がある場合（増設以外）はご提出ください
その際、蓄電池併設情報確認シート・セルフチェックシートも併せてご提出ください

※6 PCSの定格出力を仕様書と異なる出力へ制限する場合のみ、PCSを出力制限することの証明書類をご提出ください



3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法

発電量調整供給契約申込み時、下記の主要 3 様式について確認をお願いするケースがございます。
速やかな契約承諾に向けてご協力をお願いいたします。

#	■ 様式書類名
1	発電量調整供給兼基本契約申込書
2	発電量調整供給兼基本契約申込書 別紙
3	系統連系申込書添付資料 1 - 1

発電量調整供給兼基本契約申込書の押印が不要となりました

様式PP2-202504
年 月 日

御中

発 電 量 調 整 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発 電 契 約 者 名	名 称 :	
	役 職 :	
	氏 名 :	
	住 所 :	



3.4 発電量調整供給契約申込書別紙 記載方法

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】記載方法について

- 発電事業者名を記載ください
- 発電所名を（ ）内に並記ください
○○株式会社（○○第一発電所）

- FIP認定を申請される場合は、
登記地番を記載ください

■ 接続検討申込書【様式2】

5. 受電地点における受電電力最大と同値

4. 発電場所別の接続合算^{※1}

1. 発電所	接続容量 (kW)	接続容量 (kW)	接続容量 (kW)	接続容量 (kW)	接続容量 (kW)
1. 発電所	1,990	1,990	1,990	1,990	1,990

※1：各発電所等、発電設備より送出される電力の合計値を記載してください。

5. 受電地点における受電電力（接続検討～接続電力）^{※2}

1. 受電地点	受電電力 (kW)	受電電力 (kW)	受電電力 (kW)	受電電力 (kW)	受電電力 (kW)
1. 受電地点	1,990	1,990	1,990	1,990	1,990

※2：接続検討～接続電力の範囲内、考えられる最大値を記載してください。

※3：各発電所等、発電設備より送出される電力の合計値を記載してください。

※4：各発電所等、発電設備より送出される電力の合計値を記載してください。

6. 自家消費電力（発電所・配電系統内）^{※5}

1. 自家消費電力 (kW)	1. 自家消費電力 (kW)	1. 自家消費電力 (kW)	1. 自家消費電力 (kW)	1. 自家消費電力 (kW)
1. 自家消費電力	0	0	0	0

※5：各発電所等、発電設備より送出される電力の合計値を記載してください。

■ 従来側へ記載する場合

- ・ 地点の追加（既設・設備変更あり）
- ・ 地点の廃止（設備変更なし）
- ・ 地点の廃止（設備変更あり）
- ・ 契約受電電力の変更（設備変更あり）
- ・ 契約受電電力の変更（設備変更なし）
- ・ 契約受電電力の変更を伴わない設備変更

四半期別—2025/01/20 発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】

(カタカナ) ※全角		●●カブシキガイシャ ●●ビル	
発電者の名称（発電所名）		●●株式会社 ●●ビル	
受電地点特定番号+半角22桁		1234567890123456789012	
供給地点特定番号+半角22桁		1234567890123456789012	
発電場所住所		〒 111-1111 ●●県●●市●●区●●	
受電地点 (財産責任分界点)		東京電力パワーグリッド株式会社の引込線と発電者の開閉器電源側接続点	
申込内容		地点の追加（新設）	
発電量調整供給 開始希望日		●●年●●月●●日	
託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について承諾いただいているか		発電者に承諾いただいている	
契約受電電力	受電電力	今回： 1,990 kW	従来： kW
	受電電気方式	今回： 三相3線式	従来： 三相3線式
	受電電圧	今回： 6,000 V	従来： V
	計量電圧	今回： 6,000 V	従来： V
同時最大受電電力		今回： 1,990 kW	従来： kW
予備送電 サービスA	契約電力	今回： kW	従来： kW
	受電電圧	今回： V	従来： V
	計量電圧	今回： V	従来： V
予備送電 サービスB	契約電力	今回： kW	従来： kW
	受電電圧	今回： V	従来： V
	計量電圧	今回： V	従来： V
自家消費電力（所内電力含む）		今回： 0 kW	従来： kW
発電設備容量（合計）		今回： 1990 kW	従来： kW



3.4 発電量調整供給契約申込書別紙 記載方法

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】記載方法 前ページ続き

■ 接続検討申込書【様式2】

6. 発電設備等の定格出力合計と同値

■ 連絡先は必ず記入願います

■ その他特記事項

- ・系統コードを記載ください（表A参照）
- ・系統用蓄電池の場合は
「特別措置適用：有・無」
- ・「自己託送」「余剰買取」「FIP」「試運転」
「複数買取」「混焼バイマス（FIT・非FIT）」
の場合は、その旨を記載願います

自家消費電力（所内電力含む）	今回： 0 kW	従来： kW
発電設備容量（合計）	今回： 1990 kW	従来： kW
パルス受給の要否	否	
発電者窓口 連絡先	会社・所属 ●●電気管理事務所 所属：●●部 〒 111-1111 ●●県●●市●●-●● 氏名 ●●●●●● 電話番号 ●●●●●●●●●●	
主任技術者名 連絡先	会社・所属 ●●電気管理事務所 所属：●●部 氏名 ●●●●●● 電話番号 ●●●●●●●●●●	
発電BGコード	●●●●●●	発電種類 太陽光+蓄電池
固定価格買取制度の利用有無	利用する 特例制度①（変動）激変緩和措置対象	
本申込に関連する接続検討回答書 J K	●●●●●●●●●●	
その他特記事項	系統コード： ●●●●●● 系統充電の有無： 有 特措適用の有無： 有 FIP認定取得予定： 有	

契約締結前までには下記3点が必須となります。
提出時未記入でも受付可能ですが、決定次第あらためて連絡をお願いいたします。

表A

#

1

発電量調整供給申込前の基本契約の締結

2

系統コード

3

B Gコード



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料1-1（太陽光発電設備を複数設置の場合） 記載方法のご説明

PG申請用-2025/01/20

系統連系申込書添付資料1-1（太陽光発電設備を複数設置の場合）

注1

お客さま名	〇〇株式会社	電気主任技術者 ならびに連絡先	未定 ●●●●●●●●●●
申込区分	新設		

- 取替、撤去等される発電設備も含めて以下へご記載ください
- PCS 1台に接続されるパネルごとにメーカー・型式・定格出力が異なる場合は、パネル①～③にそれぞれ分けて記載ください
- セット数の考え方
メーカー・型式・定格出力の同じPCS（そのPCSに接続しているパネルのメーカー・型式・定格出力も同じ）が複数台ある場合は、複数台まとめて1セットと考え、セット数にその複数台分記載してください。PCSごとに分けて記載する必要はありません
- 9セット以上設置する場合は、右の「添付資料1-1（太陽光発電設備を複数設置の場合）」9
- 蓄電池を設置する場合は、メーカー・型式・容量を記載ください

注2

【発電設備情報】	
EMSによる出力制御有無	無
制御後の合計出力	100 kW
PCS合計台数(セット数合計)	※自動転記のため入力不要

注（1）：『お客さま名』

・「お客さま名」へ発電事業者さま名を記載願います。
発電所名を記載する誤ったケースが発生しておりますので、
提出前に確認ください。

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力	設置場所
1	新設	PCS	A社	〇〇20〇〇〇			無	120 W
		パネル①	A社	〇〇345				
		パネル②	B社	〇〇300				
		パネル③						
		蓄電池	C社					

注（2）：『EMSによる出力制御有無』

・PCSの合計出力を規定値に調整する手段としてEMSを使用される場合に入力してください。
・メーカー出荷時の出力制限により、PCS出力を規定値に制限される場合は、こちらを「無」として、「出力制限有無（PCS）」を「有」としてください。
・「有」の時は「制御後の合計出力」を記載してください。
・「無」の際は数値を記載しないでください。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料1-1（太陽光発電設備を複数設置の場合）記載方法のご説明

							注3	注4	注5	
セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	出力制限有無 (PCS)	定 格 出 力 (Wで記載してください)	認証区分 (PCS)	セット数
		PCS	A社	〇〇20〇〇〇			無	① 120 W	認証品	1
			A社	〇〇245				② 100 W × 500 枚		
								③ W × 250 枚		
								W × 枚		
								パネル出力合計： 5000 W		
								蓄電池容量： 100 kWh	選択して ください	
								W		
								W × 枚		
								W × 枚		
								W × 枚		
								パネル出力合計： W		
								蓄電池容量： kWh		

注（3）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。

注（4）：『定格出力』

①仕様書に記載のあるPCS1台あたりの定格出力を記載してください。

- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。

注（３）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。

注（４）：『定格出力』

- ①仕様書に記載のあるPCS1台あたりの定格出力を記載してください。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。
- ②仕様書に記載のあるパネル1枚あたりの定格出力と、1セット毎の枚数を記載してください。
- ③1つのPCSにパネルの型式・出力が異なる接続がある場合に記載ください。

注（５）：『セット数』

- ・メーカー、型式、定格出力が同一のPCSの台数をご記載ください。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料1-1（系統用蓄電池設備） 記載方法のご説明

系統用蓄電池における系統連系申込書添付資料1-1は専用書式がございます。

下記を参考に記入願います。

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力（放電） 放電可能時間	定格出力（充電） 充電可能時間	出力制限有無 (PCS)	定格容量	認証区分 (PCS)	セット 数
1	新設	PCS	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	1999 kW	2000 kW	有		認証品	3
		蓄電池	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	2.9 時間	3.0 時間		1500 kWh × 4 台 = 6000 kWh		
							kW	選択してください			選択してください	
							時間			kWh × 台 = kWh		
							kW	選択してください			選択してください	
							時間			kWh × 台 = kWh		

注（１）：『定格出力』

- ・仕様書に記載のあるPCS1台あたりの定格出力を記載してください。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。

注（２）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料1-1（系統用蓄電池設備） 記載方法のご説明

系統用蓄電池における系統連系申込書添付資料1-1は専用書式がございます。

下記を参考に記入願います。

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力（放電） 放電可能時間	定格出力（充電） 充電可能時間	出力制限有無 (PCS)	定 格 容 量	認証区分 (PCS)	セッ ト 数
1	新設	PCS	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	1999 kW	2000 kW	有		認証品	3
		蓄電池	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	2.9 時間	3.0 時間		1500 kWh × 4 台 = 6000 kWh		
									選択してください		選択してください	
										kWh × 台 = kWh		
									選択してください		選択してください	
										kWh × 台 = kWh		

注（3）：『定格容量』

- ・PCS1台に接続されている蓄電池の台数で記載してください。
- ・1台の蓄電池に対して複数台のPCSが接続されている場合も、同様にPCS1台に接続されている蓄電池の台数で記載してください。

注（4）：『セット数』

- ・メーカー、型式、定格出力が同一のPCSの台数をご記載ください。



1. 託送サービス概要

- 1.1 電力小売託送サービス基本概要
- 1.2 非FIT制度・契約概要

2. 申込み方法

- 2.1 申込みの流れ
- 2.2 スムーズなお手続きに向けたお願い

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 2025年4月書式改定のご紹介
- 4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.3 蓄電池の分類
- 4.4 蓄電池における特別措置の適用



4.1 2025年4月書式改定のご紹介

2025年4月書式改定により接続検討申込書および本申込書類について変更点がございます。
改訂後の記載内容の変更点をご紹介します。

(改訂版 接続検討申込書 様式2)

3. 電源種別

(1) - 1 新設・増設の電源種別

新設・増設する電源種別	〈電源種別を選択して下さい〉
特別措置の適用予定 ^{※10}	〈揚水・蓄電池の場合のみ選択して下さい〉
早期連系追加対策 (充電制限)の適用希望 ^{※11}	〈蓄電池の場合のみ選択して下さい〉
備考欄	

変更点

・特別措置の適用予定

系統充電する蓄電池において特別措置適用を記載する欄が追加されております。

・早期連系追加対策(充電制限)の適用希望

系統充電する蓄電池において早期連系追加対策工事(充電制限)の適用希望を記載する欄が追加されております。

(改訂版 接続検討申込書 様式3 (逆変換装置))

(13) 並列時許容周波数(上限)	設定可能範囲	
	設定値 (50Hzエリア: 50.1/60Hzエリア: 60.1 [Hz])	
	[Hz]～	[Hz]
		[Hz]

変更点

並列時許容周波数(上限)

・設定可能範囲

を記載する欄が追加されております。

*発電機並列時に系統周波数が並列時許容周波数設定範囲は50.1Hz～51.0Hzの範囲としてください。

・設定値 を記載する欄が追加されております。

(50Hzエリア: 50.1 [Hz])

(60Hzエリア: 60.1 [Hz])



4.2 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要

蓄電池における特別措置は託送供給契約に基づく措置となります。

蓄電池に系統から充電として供給された電気全てには託送料金が課されず、蓄電ロス分にはのみ託送料金が課され、それ以外は課金対象外となる特別措置「蓄電池特措」が適用することが可能となっております。

また、蓄電池設備を介した電気の供給については、託送料金が二重で課されることを避ける観点から、「蓄電ロス分」及び「放電分」にのみ託送料金を課することができる仕組みを講じております。

【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量のイメージ】



【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量の算定方法】

託送料金課金対象電力・電力量 (kW・kWh)

$$= \left(\begin{array}{c} \text{蓄電池 L} \\ \text{計量値} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{ロス率 (協議値)} \\ \text{協議により} \\ \text{決定} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{その他 L} \\ \text{系統用蓄電池の場合はその他 L はあ} \\ \text{りません} \\ \text{併設蓄電池の場合は協議により決定} \end{array} \right)$$



4.3 蓄電池の分類

系統充電の蓄電池は電源構成によって大きく「系統用蓄電池」と「併設蓄電池」の2種類に分類されます。

凡例

→ : 電力量潮流

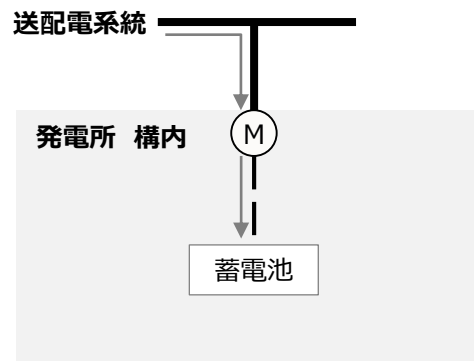
系統用蓄電池

概要

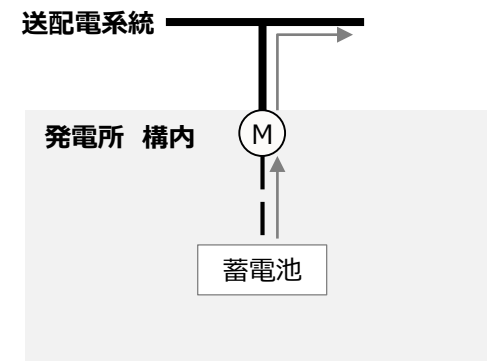
同一発電所内に**蓄電池以外の発電設備が設置されていない**蓄電池設備。

他の発電設備が無い場合、蓄電池から系統に対して流れる電力量は**系統由来のもののみ**である。

系統から設備への潮流



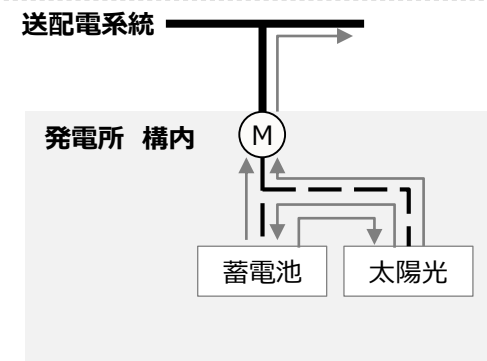
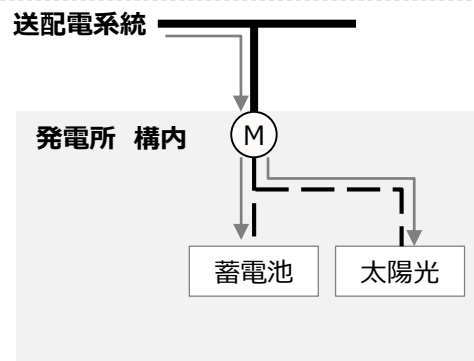
設備から系統への潮流



併設蓄電池

同一発電所内に**蓄電池以外の発電設備が設置されている**蓄電池設備。

他の発電設備が存在するため、蓄電池から系統に対して流れる電力量は**系統由来のものと発電設備由来のものが混在する**場合がある。

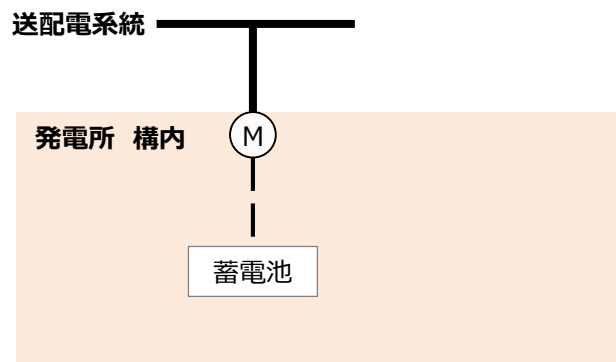




4.4 蓄電池における特別措置の適用

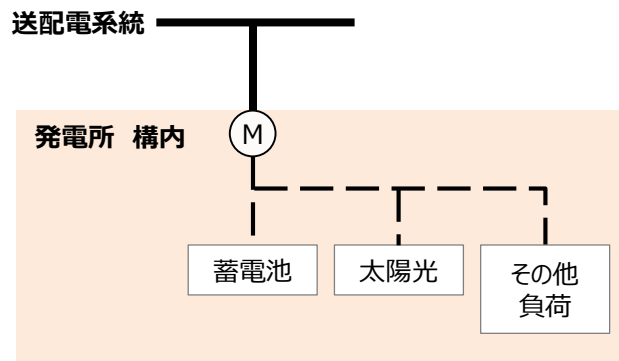
系統から蓄電池への充電電力量および蓄電池にてロスした電力量と、その他負荷設備での使用電力量を協議等によって明確に区分できる場合に、特別措置「蓄電池特措」を適用することが可能となっております。

系統用蓄電池



	概要	算定方法
①	系統に逆潮流した電力量	計量器
②	系統から発電所に供給された電力量	計量器
③	蓄電池にてロスした電力量	協議

併設蓄電池



	概要	算定方法
①	系統に逆潮流した電力量	計量器
②	系統から発電所に供給された電力量	計量器
③	蓄電池以外の設備に供給された電力量	協議
④	蓄電池にてロスした電力量	協議